

募集

コミュニティバスはむらん運営
推進懇談会 市民公募委員の募集



羽村市コミュニティバスはむらん運営推進懇談会は、「はむらん」をより利用しやすいものにするために皆さんから意見をいただいています。

第10次懇談会では、「はむらんの魅力発信」をテーマにグループワークなどを行います。

現在の委員の任期満了に伴い、市民公募委員を募集します。

- 応募資格 次の①②両方に当てはまる方
①市内在住・在勤の18歳以上で、市のほかの審議会などの委員になっていない方
②「はむらん」に関心のある方
募集人数 5人
任期 2年間(6月1日～令和9年5月31日)
開催回数 全4回(予定)
開催時間 原則、月～金曜日の昼間(1回2時間程度)
報酬・謝礼(日額) 2500円

選考 応募多数の場合は公開抽選
※抽選の場合は別途、抽選日をお知らせします。抽選結果は、応募者各人にお知らせします。

お知らせします。

応募方法 3月3日(月)～31日(月)に「住所氏名、年齢、電話番号、市外在住の方は勤務先」を記入し、郵送、Eメールまたは直接、応募先へ(様式自由)
応募先・問合せ 都市計画課(内)276
〒205-8601(所在地記載不要)
s401000@city.hamura.tokyo.jp

受講生2次募集! 令和7年度
いきいき講座・ポランティア講座

いきいき講座・ポランティア講座の2次募集を、3月10日(月)にいきいの里に掲示します。

受付期間 3月10日(月)～19日(水)
結果 決定後は、はがきでお知らせします。
※「俳句」が講座に追加されました(第1・3水曜日)。

問合せ いこいの里 ☎578-0678

講座・講演

令和6年度 羽村市こころの健康
セミナー「大人の発達障害」

進学や就職によって人間関係や求められる社会性が複雑化し、生きづらさを感じたり、心理的なストレスを抱え生活をしている人は少なくありません。適切な



▲五嶋 亜子さん

対処ができません、うつ病や不安症、睡眠障害などの二次障害が出現して発達障害に初めて気づくことがあります。
発達障害の特性は一人一人異なります。誰もが自分らしく生きるために、大人の発達障害について一緒に考えましょう。
日時 3月19日(水)午後2時～3時30分(受け付け:午後1時45分から)

会場 プリモホールゆとりぎレセプションホール
定員 50人(申込順)
講師 五嶋 亜子さん(杏林大学学生支援センター講師・学生相談専任カウンセラー、臨床心理士、公認心理師)
申込み・問合せ 3月3日(月)から、左の申込フォーム、電話または直接、健康課(保健センター内) ☎626へ



▲申込フォーム

手続き
転出届は来庁不要なオンラインが便利!
引っ越しの時は
住所異動の届け出を忘れずに

住所が変わるときは届け出が必要です。
▼ほかの市町村などへ引っ越しするとき
引っ越し前および引っ越し後14日以内に「転出」の届け出をしてください。

▼羽村市に引っ越してきたとき(新住所での届け出)
住み始めてから14日以内に「転入」の届け出をしてください。

▼羽村市内で転居したとき
新しい住所に住み始めてから14日以内に「転居」の届け出をしてください。

▼届け出に必要なもの
本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)
※本人以外が届け出する場合は委任状も必要です。

※マイナンバーカード・住民基本台帳カード・在留カード・特別永住者証明書を持っている方は、住所変更を行いますので用意してください。

◎転出届はマイナンバーから!
マイナンバーカードを持っている方は、マイナンバーからオンラインでも転出の届け出をすることができます。

今月の子育て研修動画
(公財) 明治安田こころの健康財団との連携事業
3月のテーマ「子供と一緒に成長する子育て」
配信期間 3月1日(土)～31日(月)
(視聴時間約25分)
講師 塩崎 尚美さん(日本女子大学人間社会学部心理学科教授)



▲動画の視聴はこちら(公式サイト)

便利なオンライン手続き

○転出手続きのために羽村市役所に行かなくても大丈夫!
○引っ越し予定の30日前より引っ越し後10日の間であれば、24時間いつでも手続きできる!
詳しくはデジタル庁ウェブサイトをご覧ください。

※マイナンバーカードを通じて転出の届け出をした後は、別途、転入先の市区町村窓口で転入届等の手続きが必要です。
問合せ 市民課受付係 ☎121



▲デジタル庁ウェブサイト



▲引っ越しの手続きについて(マイナポータル)

引っ越しの時は、水道の使用開始・中止の連絡も忘れずに!

連絡がないまま転居・転出すると、引き続き前住居の水道料金も発生します。使用していかなくても基本料金がかかりますので、注意してください。

- ▼使用開始・中止の手続方法
①電話または直接、羽村市水道事務所お客様窓口へ
②電子申請(インターネットでの申請)
※詳しくは公式サイトを確認してください。

③新居にある「水道使用開始届」による使用開始の申込み(郵送またはファクス)
問合せ 水道事務所 ☎554-2269



▲水道ご利用の開始・中止・変更について(公式サイト)

ご家庭のごみやりサイクルに関するエピソード
「我が家のリサイクルの具体例」「我が家のエコ生活」「ごみ出しの苦労話」など、各家庭の、ごみやりサイクルに関するエピソードを募集します。
お寄せください!
※タイトルに「ごみエビ」と付けて、本文に「氏名、連絡先」を記入してください。
Eメールまたはファクスで、生活環境課までお寄せください。僕たちが紹介できるかも!
問合せ 生活環境課 ☎204 FAX 554-2921
s208000@city.hamura.tokyo.jp

